

1	歴代市長・副市長	1
2	特別職の報酬・給料等	2
3	名誉市民	6
4	市民栄誉賞	6
5	公共施設における国旗・市旗の掲揚	6
6	行政不服審査法に基づく審査請求手続事務	6
7	公文書館	7
8	コンプライアンスの推進	7
9	情報公開制度	8
10	個人情報保護制度	9
11	情報公開・個人情報保護審査会	10
12	行政機構	11
13	人 事	14
14	職員厚生	17
15	行政改革	18
16	防 災	21
17	国民保護計画	25
18	危機管理指針・緊急事態等対処計画	25
19	情報政策	25
20	統 計	28
21	広聴活動	28
22	公益通報	30
23	広報活動	30

# 1 歴代市長・副市長

## (1) 市長



大西 秀人

### 歴代市長

氏名	就任年月	氏名	就任年月
赤松 渡	明治 23. 5	石原 留吉	大正 13. 9
小田 知周	29. 5	松原 権四郎	昭和 4. 1
鈴木 幾次郎	41. 5	冨家 政市	9. 5
逸見 常太郎	大正 3. 6	鈴木 義伸	17. 7
藤本 充安	6. 2	國東 照太	21. 3
大野 緑一郎 (職務管掌)	8. 3	三宅 徳三郎	42. 5
坂田 幹太	8. 5	脇 信男	46. 5
佐野 久宣	9. 10	増田 昌三	平成 7. 5
		大西 秀人	19. 5

## (2) 副市長



加藤 昭彦



田村 真一

### 歴代副市長 (助役)

氏名	就任年月	氏名	就任年月
大内 義方	明治 23. 5	山口 武男	昭和 37. 6
赤澤 二郎	27. 3	久保田 英一	40. 12
喜田 多七郎	28. 11	廣瀬 實	42. 3
佐野 久宣	41. 3	兵頭 強	48. 6
西村 半蔵	43. 12	鎌田 忠	55. 9
石原 眞事	大正 4. 3	矢野 輝男	55. 9
大柏 清三郎 (職務管掌)	8. 3	増田 昌三	平成 4. 9
佐野 久宣	8. 5	井竿 辰夫	7. 9
大柏 清三郎	9. 11	廣瀬 年久	8. 9
川口 丙三郎	昭和 9. 8	中村 榮治	17. 12
林 平七	13. 8	岡内 須美子	19. 5
大山 省三	17. 8	金井 甲	19. 7
大西 林次	20. 2	岸本 泰三	22. 4
小林 茂吉	21. 4	勝又 正秀	23. 7
中村 良三	22. 6	加藤 昭彦	26. 4
藤田 宗光	27. 6	松下 雄介	27. 7
松浦 薫	33. 1	田村 真一	令和元. 7

地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から助役制度が副市長制度に変更になった。

## ※収入役

平成19年3月31日をもって収入役制度は廃止された。

### 歴代収入役

氏名	就任年月	氏名	就任年月
喜田 多七郎	明治 23. 6	伏石 清美	昭和 52. 6
細谷 善臣	28. 11	森 民雄	56. 7
鈴木 政	31. 1	大屋敷 賢	平成 元. 7
松尾 健次郎	37. 3	井竿 辰夫	5. 7
吉田 正次郎	大正 5. 3	砂湖 和夫	7. 9
京極 粹吉	昭和 3. 9	藤澤 嘉昭	11. 9
鈴木 嘉平	27. 11	中村 榮治	15. 9
大須賀 寛	35. 12	氏部 隆	17. 12
三木 清	48. 6		

2 特別職の報酬・給料等

(各年度4. 1現在 単位：円)

区分	年度	27	28	29	30	元
議 長		727,000	727,000	727,000	727,000	727,000
副 議 長		647,000	647,000	647,000	647,000	647,000
議 員		608,000	608,000	608,000	608,000	608,000
市 長		1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
副 市 長		897,000	897,000	897,000	897,000	897,000
病院事業管理者 (※1)		897,000	897,000	897,000	808,000 <b>897,000</b>	808,000 <b>897,000</b>
上下水道事業管理者 (※1)		731,000	731,000	731,000	—	—
教 育 長		731,000	731,000	731,000	731,000	731,000
固定資産評価審査委員会委員長 又は審査長の職務を行う委員	日額	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
固定資産評価審査委員会委員	日額	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
教育委員会委員長 (※2)	日額	19,700	—	—	—	—
” 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
監 査 委 員 (議選)	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
” (識見)		141,900	141,900	141,900	141,900	141,900
” (常勤)		413,000	413,000	413,000	413,000	413,000
公平委員会委員長	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
” 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
選挙管理委員会委員長	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
” 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
農業委員会会 長		57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
” 会長職務代理者		44,900	44,900	44,900	44,900	44,900
” 部会長 (※3)		44,900	44,900	44,900	—	—
” 委 員		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
農地利用最適化推進委員 (※4)		—	—	—	35,000	35,000
固 定 資 産 評 価 員	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
地 域 審 議 会 会 長	日額	14,200	14,200	9,500	9,500	9,500
” 副 会 長	日額	12,900	12,900	8,600	8,600	8,600
” 委 員	日額	12,900	12,900	8,600	8,600	8,600
自 治 推 進 審 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
総 合 計 画 審 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
水 環 境 協 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

区 分	年度				元
	27	28	29	30	
安全で安心なまちづくり 推進協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
空家等対策協議会委員 (※5)	—	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
交通安全対策会議委員・特別委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
総合都市交通計画 推進協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
議員報酬、市長及び副市長の 給料等審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
表彰審査委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
行政不服審査会委員 (※6)	—	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400
公文書等管理審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
情報公開審査会委員 (※7)	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	—
情報公開・個人情報 保護審査会 (※8)	—	—	—	—	日額 6,500
個人情報保護審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
個人情報保護審査会委員 (※9)	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	—
公務災害補償等認定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公務災害補償等審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公正職務審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
退職手当審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
防災会議委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
国民保護協議会委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
放送番組審議会委員 (※10)	日額 6,500	—	—	—	—
入札監視委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公の施設指定管理者 選定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
社会福祉審議会委員・臨時委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
民生委員推薦会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
社会福祉施設整備等 審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
介護認定審査会委員	日額 18,000	日額 18,000	日額 18,000	日額 18,000	日額 18,000
国民健康保険運営協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
障害支援区分等審査会委員	日額 19,600	日額 19,600	日額 19,600	日額 19,600	日額 19,600
老人ホーム入所 判定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
子ども・子育て支援 会議委員・臨時委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
こども未来館運営 協議会委員 (※11)	—	—	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500

区 分	年 度				
	27	28	29	30	元
感染症診査協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
予防接種健康被害調査会委員・臨時委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
小児慢性特定疾病審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
環境審議会委員・特別委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
産業廃棄物審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
創造都市推進審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
中小企業振興審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
伝統的ものづくり振興審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
創造支援センター使用審査委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
農業基本対策審議会委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
分取造林審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
中央卸売市場開設運営協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公設花き地方卸売市場取引委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
塩江温泉水審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
国際交流推進協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
文化芸術振興審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
文化奨励賞選考審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
スポーツ推進審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
スポーツ推進委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
美術館協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
美術品等収集審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
都市計画審議会委員・臨時委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
住居表示審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
美しいまちづくり審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
景観審議会委員・臨時委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
土地区画整理審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
土地区画整理事業評価員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
生活道路整備審議会委員 (※12)	—	—	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
漁港開発審議委員会委員 (※13)	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	—	—

区分	年 度				
	27	28	29	30	元
放置自動車廃物判定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
自転車等駐車対策協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
開 発 審 査 会 委 員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
建 築 審 査 会 委 員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
玉藻公園管理委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
小中学校校区審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
高等学校等入学準備金貸付選考委員会委員 (※14)	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	—	—
奨学生選考委員会委員 (※15)	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	—	—
奨学生等選考委員会委員 (※16)	—	—	—	日額 6,500	日額 6,500
就学指導委員会委員	日額 10,500	日額 10,500	日額 10,500	日額 10,500	日額 10,500
いじめ問題調査委員会委員 (※17)	—	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400
学校結核対策審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
社 会 教 育 委 員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
少年育成センター運営協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
生涯学習センター等運営協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
文化財保護審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
歴史資料館等協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
歴史資料館等資料収集審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
図書館協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
議会史編さん委員会委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
選挙事務調査委員会委員 (※18)	日額16,400	—	—	—	—
選 挙 長	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額
投 票 ・ 開 票 管 理 者					
投 票 ・ 開 票 ・ 選 挙 立 会 人					

(注1) 特記のないものは月額である。

(注2) 平成30年度及び令和元年12月31日までの病院事業管理者の給料の月額は、減額措置後の金額。太字ゴシック体は、減額前の金額。

※1 病院事業及び下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、平成23年4月1日から設置。水道事業を香川県広域水道企業団へ移管するとともに、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部に代えて財務規定を適用したため、上下水道事業管理者は30年3月31日廃止。

病院事業管理者の給料月額：30年1月1日から令和元年12月31日まで808,000円。

※2 平成28年4月1日地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づく新教育長の任命に伴い廃止。

- ※3 平成29年7月20日廃止。
- ※4 平成29年7月20日から設置。
- ※5 平成27年10月1日から設置。
- ※6 平成28年4月1日から設置。
- ※7 平成30年9月30日廃止。
- ※8 平成30年10月1日から設置。
- ※9 平成30年9月30日廃止。
- ※10 平成28年4月1日廃止。
- ※11 平成28年11月23日から設置。
- ※12 平成28年7月13日から設置。
- ※13 平成29年6月28日廃止。
- ※14 平成29年12月27日廃止。
- ※15 平成29年12月27日廃止。
- ※16 平成29年12月27日から設置。
- ※17 平成27年9月29日から設置。
- ※18 平成26年7月18日から設置。27年9月29日廃止。

### 3 名誉市民

高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し高松市名誉市民の称号を贈り、顕彰する。

國 東 照 太 昭和45年11月6日贈呈  
協 信 男 平成9年2月17日贈呈

### 4 市民栄誉賞

高松市民または高松市にゆかり縁の深い個人または団体で、郷土の誇りとなり、または市のイメージアップに貢献し、広く市民に敬愛されるものを表彰し、その栄誉をたたえる。

中 西 太 平成12年11月15日贈呈

### 5 公共施設における国旗・市旗の掲揚

本市の公共施設における国旗及び市旗の取り扱いについては、各施設ごとに対応することとしていたが、平成11年の「国旗及び国歌に関する法律」の制定を契機に、取り扱いを統一するための基準の必要性が高まったことから、「高松市国旗及び市旗の取扱基準」を策定し、14年8月1日から、旗ざおを有する施設において、国旗または国旗及び市旗の掲揚を実施した。また、これにあわせ、市旗の制式を定め、色や市章の位置などを取り決めた。

さらに、取り扱いを明確にするため同基準を見直し、21年11月1日からは開庁日及び祝日の午前8時30分から午後5時までの間、原則として、雨天・強風時等を除き、掲揚することとした。

### 6 行政不服審査法に基づく審査請求手続事務

地方公共団体等の行った処分等に対する不服申立制度についての一般法である行政不服審査法が全部改正となり、平成28年4月1日に施行された。このことに伴い、改正行政不服審査法に基づき出された審査請求

の受付、審理員の指名、第三者機関である高松市行政不服審査会への諮問及び審査請求に対する裁決等を行い、行政の適正な運営の確保を図る。

平成30年度実績

審査請求の受付件数 4件  
行政不服審査会の開催 3回

## 7 公文書館

高松市公文書館は公文書館法（昭和62年法律第115号）、高松市公文書館条例（平成25年条例第3号）に基づき設置したもので、歴史資料として重要な公文書等を収集・整理・保存し、市民の閲覧等の利用に供し、学術及び文化の発展に役立てることを目的とする施設である。

### (1) 施設の概要

ア 所在地 高松市国分寺町新居1298（国分寺総合センター2階）  
イ 開館年月日 平成27年3月26日  
ウ 延床面積 約900㎡  
エ 内容 書架（総延長 約1.8km）・閲覧スペース・作業室・書庫・事務室等

### (2) 事業概要（平成30年度）

ア 入館者数 390人  
イ 公文書等の利用請求件数 18件  
ウ 広報及び利用促進事業

講座

講座名	開催日
夏休みこども講座「親子体験教室公文書館ってなに？」	平成30年7月25日

企画展

テーマ	開催期間	場所
高松を襲った危機	平成30年6月1日～8月31日	公文書館（閲覧スペース）
	平成30年9月4日～10月31日	防災合同庁舎（1階たかまつ防災プラザ）

エ 研修

公文書管理制度の周知を図るため、職員を対象とした文書事務研修を実施した。

オ 公文書等の収集、整理、保存及び利用

各実施機関が保管している保存期間満了の年度を迎えた文書及び旧香南町の公文書について、歴史公文書等を選別し、公文書館に収集・保存した。

収蔵資料内訳（平成30年度末）

特定歴史公文書等	行政資料
約7,700点	約6,000点

## 8 コンプライアンスの推進

相次ぐ職員の不祥事の発生を受け、平成23年6月に、全課において、不祥事が想定される要因を整理し、その発生防止に向けた課題の抽出と、課題ごとの目標設定や行動計画を定めた「不祥事撲滅推進プログラム」を作成するとともに、職場ごとにヒヤリハット事例などについて協議する「リスクマネジメント会議」を設置した。

また、24年12月に、「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定したほか、25



年11月に、不祥事の発生防止に重要な役割を果たす管理職に対し、その心構えや危機管理対応、コスト意識、メンタルヘルス対策などの留意すべき事項をまとめた「所属長のための必携マニュアル」を作成・配付した。

さらに、26年8月に、若手職員により構成される「高松市コンプライアンス推進チーム」を設置し、同チームが全職員を対象として実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、同年11月には、30の施策からなる「コンプライアンス推進施策」を策定した。

また、コンプライアンス推進のための専任組織として、27年4月に、総務局内にコンプライアンス推進課を設置するとともに、同課に弁護士資格を有する職員を配置した。

さらに、先進市等の取り組み事例や同年10月に実施した「コンプライアンスアンケート」の結果等も踏まえ、28年3月に、28年度を始期とする「新コンプライアンス推進施策」を策定した。これに基づき、各種の取り組みを実施する中で、その効果等を検証し、同施策の見直しを行いながら、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に努めている。

## 9 情報公開制度

### (1) 情報公開制度の検討経過

市の保有する公文書を市民からの請求に基づき公開することにより、市政に対する理解と信頼を深めるなど、市と市民が一体となった「より開かれた市政」の実現を目指して、昭和61年4月に「高松市公文書の公開に関する条例」が公布され、同年10月からの施行により、公文書公開制度がスタートした。

その後、国において「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成11年5月に制定されたことなどを踏まえ、それまで以上に市政の透明性を高め、市民に開かれた市政をより一層推進するため、12年に公文書公開制度の見直しを行った。また、請求権者の範囲や対象となる文書の範囲を拡大するなど、より公開度を高め、13年4月から新しい情報公開制度をスタートさせた。その後においては、20年4月に情報公開室を設置し、電子申請による情報公開請求の運用を開始するなど、情報公開の推進に努めている。また、27年4月に情報公開室を廃止するとともに、新たに設置したコンプライアンス推進課において情報公開制度及び個人情報保護制度を所掌することとした。

### (2) 公開請求件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定種別 総数	決定種別					
			公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答 拒否	却下
26	1,921 (13)	2,176 [4,956]	774 [1,693]	715 [3,231]	20 [32]	210	1	456
27	1,860 (35)	2,049 [5,567]	1,100 [1,692]	854 [3,834]	9 [41]	86	0	0
28	1,615 (27)	1,864 [6,460]	1,004 [1,652]	754 [4,230]	29 [578]	76	1	0
29	1,701 (15)	1,753 [5,474]	991 [1,489]	711 [3,974]	7 [11]	44	0	0
30	1,874 (16)	2,017 [5,781]	1,092 [1,614]	844 [4,159]	6 [8]	65	10	0

(注) 請求件数欄の( )内の数字は、請求件数のうち、取り下げがあった件数

[ ]内の数字は、対象行政文書数

## 10 個人情報保護制度

### (1) 個人情報保護制度の検討経過

個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項及び個人情報に関する権利等を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で民主的な市政の推進に資するため、平成11年3月に「高松市個人情報保護条例」を施行した。

また、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の制定に伴い、「高松市個人情報保護条例」の一部を改正し、実施機関が保有する個人情報の利用停止請求等に関する規定を整備するとともに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報保護ファイルを提供する等の行為をした職員等に対する罰則を設けるなど、所要の条例改正を行って適正な個人情報保護に努めている。

### (2) 個人情報保護審議会

個人情報保護制度を適正かつ円滑に運営するために設置された第三者機関であり、実施機関の個人情報の例外的な取り扱いなど、制度の運営に関する重要事項について審議する。また、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、26年12月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に規定する「評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い」を審議会の所掌事項に加えた。

### (3) 開示請求の件数及び処理状況

(単位：件)

年 度	請求件数	決定種別総数	決 定 種 別				
			開 示	一部開示	不開示	不存在	却 下
26	129(5)	149	77	34	10	28	0
27	130(1)	178	69	65	12	32	0
28	132(2)	143	70	61	4	8	0
29	110(1)	127	52	56	2	17	0
30	148(0)	184	72	77	6	24	5

(注) 請求件数欄の( )内の数字は、請求件数のうち取り下げがあった件数

### (4) 訂正請求及び利用停止請求件数の状況

平成26年度～30年度 1件 ※平成26年度「訂正」：1件

## (5) 個人情報取扱事務の登録、利用及び提供の状況（平成30年度）

（単位：件）

実施機関	登録事務数	利用事務数		提供事務数	
		手作業処理	汎用電子計算機 処理	手作業処理	汎用電子計算機 処理
市長	362	38	99	33	39
病院事業管理者	6	0	1	0	1
消防局長	56	4	0	0	0
教育委員会	535	2	13	15	3
監査委員	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	3	0	0	0	0
農業委員会	7	0	2	0	2
市議会	9	0	0	5	0
公平委員会	1	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	0
合計	981	44	115	53	45
		159		98	

（注1）利用事務数は、実施機関内部または他の実施機関が利用した登録事務数をいう。

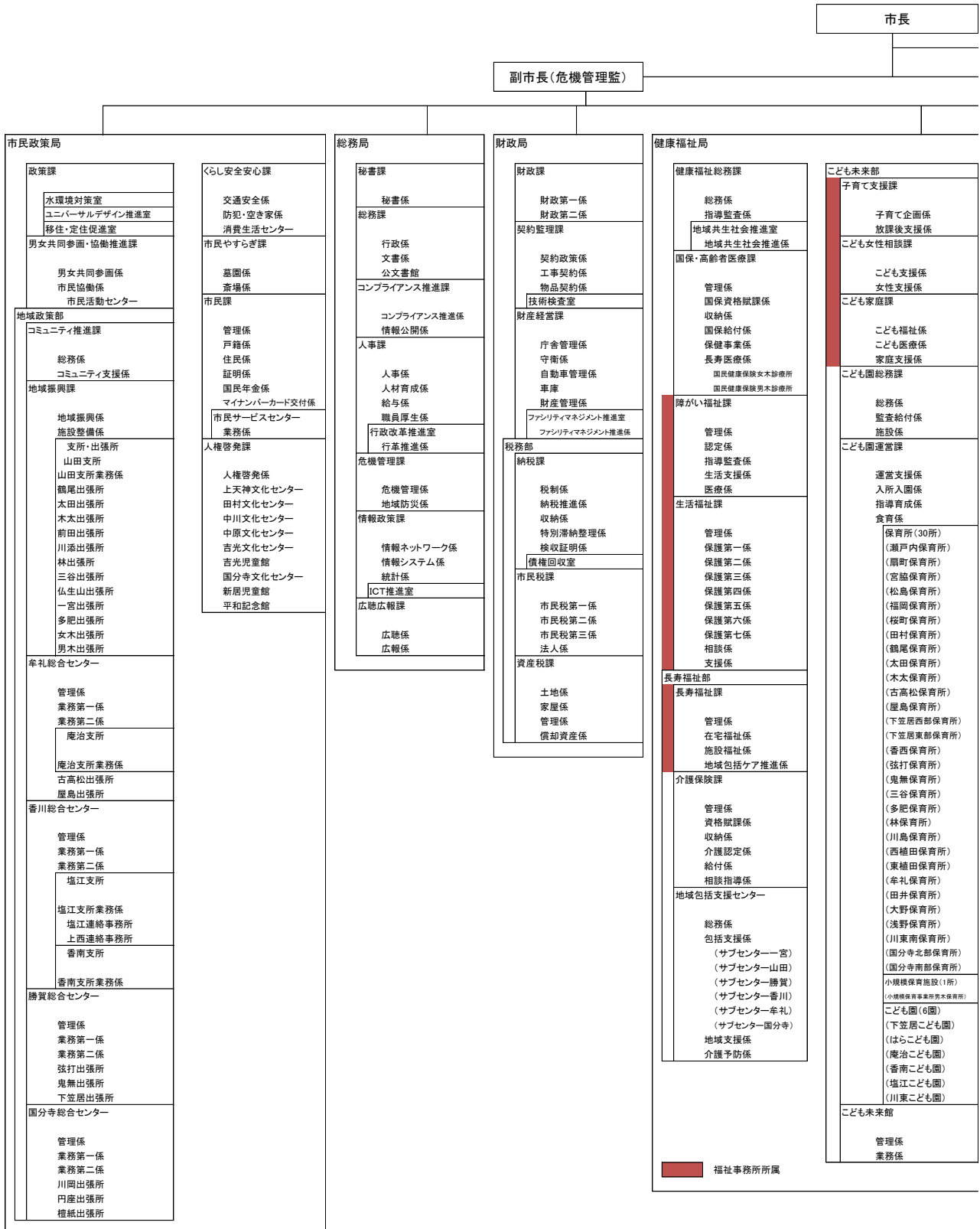
（注2）提供事務数は、実施機関以外に提供した登録事務数をいう。

## 11 情報公開・個人情報保護審査会

平成30年10月1日に、設置目的が類似する情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、新たに、情報公開・個人情報保護審査会を設置した。

情報公開の請求並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する実施機関の決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて、より公正な立場から審査するために設置された第三者機関であり、実施機関はこの審査会の答申を得て、当該審査請求についての決定を行う。

12 行政機構 (31. 4. 1)



福祉事務所所属

(市長部局の続き)

副市長

(健康福祉局の続き)

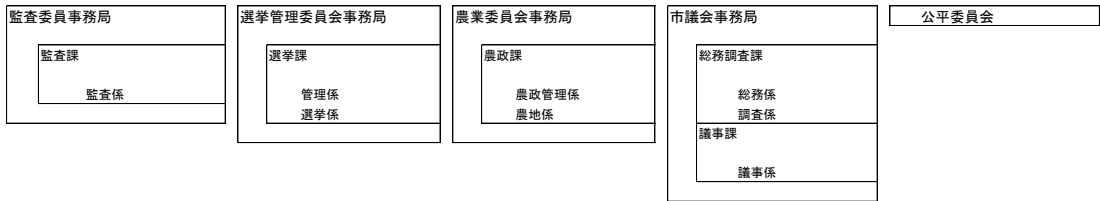
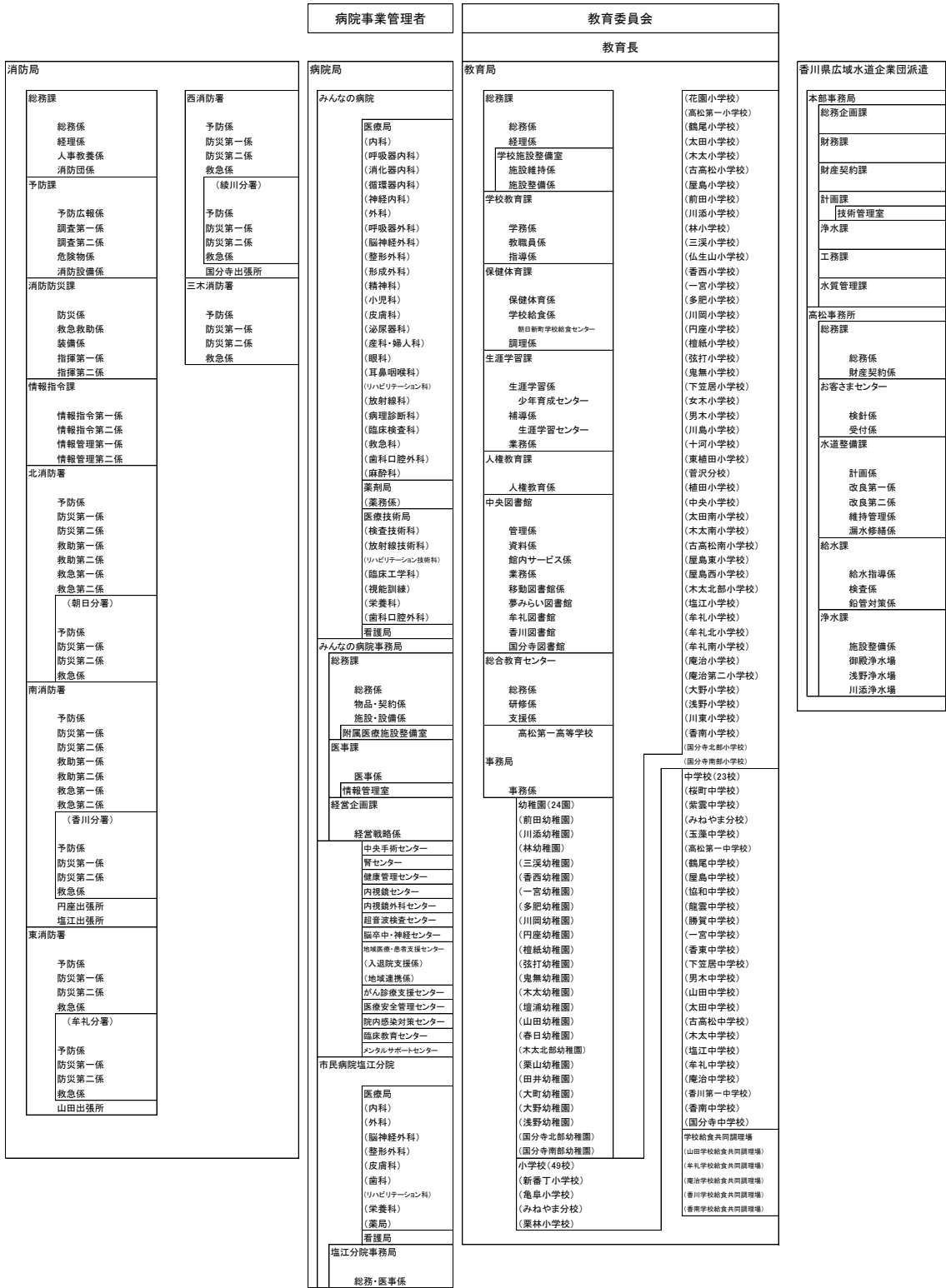
保健所
保健対策課
総務係
医務係
感染症対策室
感染症係
地域医療対策室
地域医療係
生活衛生課
環境衛生係
動物管理係
食品衛生係
試験検査係
業事衛生係
食肉衛生検査所
食肉検査係
保健センター
予防接種係
精神保健係
地域保健係
(購買保健ステーション)
(一宮保健ステーション)
(山田保健ステーション)
(牟礼保健ステーション)
(香川保健ステーション)
(園分寺保健ステーション)
母子保健係
成人保健係
栄養係

環境局
環境総務課
総務企画係
地球温暖化対策室
環境保全推進課
環境活動推進係
資源循環係
環境指導課
廃棄物指導係
環境対策係
適正処理対策室
適正指導係
監視/パトロール係
環境業務課
管理係
業務第一係
業務第二係
業務第三係
業務第四係
戸別収集係
ステーション係
環境施設対策課
事業係
南部クリーンセンター
管理係
業務係
西部クリーンセンター
庶務係
管理係
搬入処理係
業務第一係
業務第二係
業務第三係
業務第四係
陶最終処分場
衛生センター
管理係
業務係
跡地整備係

創造都市推進局
産業経済部
産業振興課
創造産業係
産業支援・労政係
立地・創業・イノベーション支援室
農林水産課
農林計画係
林務係
農業振興係
水畜産係
有畜鳥獣対策係
土地改良課
土地改良第一係
土地改良第二係
管理係
地籍調査室
競輪場
競輪場事業課
庶務係
業務係
施設係
市場
市場業務課
管理係
業務係
施設整備室
文化・観光・スポーツ部
観光交流課
観光振興係
観光政策係
観光エリア振興室
観光エリア振興係
都市交流室
文化芸術振興課
文化振興係
文化財課
文化財管理係
埋蔵文化財センター
文化財調査係
歴史資料館
歴史資料館業務係
石の民俗資料館
香南歴史民俗郷土館
讃岐園分寺跡資料館
菊池寛記念館
菊池寛記念館業務係
スポーツ振興課
管理係
スポーツ振興係
スポーツイベント誘致係
美術館美術課
業務第一係
業務第二係
塩江美術館
塩江美術館業務係

都市整備局
都市計画課
計画係
景観係
再開発係
住宅・まちづくり推進室
企画係
交通政策課
計画係
新駅整備係
総務係
事業係
道路管理課
管理係
維持第一係
維持第二係
維持第三係
道路整備課
企画係
建設第一係
建設第二係
用地室
用地係
河港課
河川係
港湾係
建築指導課
建築指導係
建築審査第一係
建築審査第二係
開発指導係
公園緑地課
計画係
維持係
建築課
建築計画係
建築第一係
建築第二係
営繕係
設備第一係
設備第二係
市営住宅課
管理第一係
管理第二係
建築係
営繕係
設備係
下水道部
下水道経営課
企画総務係
経理財産係
生活排水係
下水道業務課
管理係
排水設備係
下水道整備課
下水道計画係
工務第一係
工務第二係
下水道維持係
下水道施設課
施設計画係
西部施設設備係
西部施設運営係
東部施設設備係
東部施設運営係
牟礼浄化苑

会計管理者
出納室
審査係
出納係



### 13 人 事

#### (1) 職員の配置状況

(31. 4. 1 現在 単位：人)

局 課 名	定 数	役 付 職 員					一 般 職 員			教 員	合 計
		局 長 級	局 次 長 級	課 長 級	課 長 補 佐 級	係 長 級	以 外 の 職 員	消 防 ・ 指 導 主 事 員	消 防 吏 員		
市長部局	市民政策局	2(1)	2(1)	8(2)	20(2)	49(11)	88(49)				169(66)
	総務局	2	2	11(1)	13	29(9)	52(27)				109(37)
	財政局	1	4	6	20	51(18)	112(50)				194(68)
	健康福祉局	3(1)	6(3)	26(8)	85(59)	227(152)	701(575)				1,048(798)
	環境局	1(1)	3	10(1)	16(2)	63(6)	113(11)				206(21)
	創造都市推進局	2	4(1)	13(1)	22(3)	62(9)	79(40)				182(54)
	都市整備局	2	3	13	29	101(11)	152(35)				300(46)
	総合センター・支所・出張所			4	5(2)	36(7)	58(27)				103(36)
	出納室	1		1	1	4(3)	9(6)				16(9)
小 計	2,438	14(3)	24(5)	92(13)	211(68)	622(226)	1,364(820)				2,327(1,135)
教育委員会	458	1(1)	3	10	14(4)	80(48)	148(71)		21(5)	59(26)	336(155)
監査委員事務局	10	1		1	2(1)	2(2)	4(2)				10(5)
選管事務局	11		1	1	1	4(2)	3(1)				10(3)
公平委員会	2										
市議会事務局	25	1	1	1	2	5(1)	9(8)				19(9)
農業委員会	18		1		1	6(1)	4(1)				12(2)
消防局	500	1	2	20	32	121(2)		309(12)			485(14)
病院局	543	5	14(5)	32(6)	36(20)	73(45)	289(240)				449(316)
香川県広域水道企業団	—		3	11(1)	15	70(5)	83(19)				182(25)
合 計	4,005	23(4)	49(10)	168(20)	314(93)	983(332)	1,902(1,162)	309(12)	21(5)	59(26)	3,830(1,664)

(注1) ( ) 内女性職員 うち数

(注2) 再任用短時間職員(一般職員93人)を除く。なお、上記表中の人数とは別に、5人の香川県からの派遣職員が農林水産課(1人)、道路整備課(2人)、建築指導課(1人)、消防局防災課(1人)に、また、任期付短時間医師4人が病院局に配置されている。

## (2) 旅 費

(31. 4. 1現在 単位：円)

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 ( 1 夜 に つ き )		食 卓 料 (1夜につき)
		甲 地 方	乙 地 方	
市 長	3,300	14,800	13,300	3,300
副 市 長	3,000	14,800	13,300	3,000
病 院 事 業 管 理 者	3,000	14,800	13,300	3,000
識見を有する者のうちから 選任された常勤の監査委員	3,000	14,800	13,300	3,000
6 級 以 上 の 職 務 に あ る 者 〔6級の職務にある者のうち、市長の 定める者を除く。〕	2,600	13,100	11,800	2,600
5 級 以 下 の 職 務 に あ る 者 〔6級の職務にある者のうち、市長の 定める者を含む。〕	2,200	12,000	10,800	2,200

(注) 「甲地方」とは市及び東京都の特別区の地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

## (3) 給与関係

## ア 職種別平均給料等

(31. 4. 1現在)

区 分 職 種	職 員 数 (人)	給 料 (円)	扶 養 手 当 (円)	住 居 手 当 (円)	通 勤 手 当 (円)	初 任 給 調 整 手 当 (円)	地 域 手 当 (円)	合 計 (円)	平 均 年 齢 (歳・月)
一 般 行 政 職	1,779	308,396	7,678	5,908	6,060		19,544	347,586	40.3
税 務 職	150	299,289	6,957	6,115	6,882		18,640	337,883	39.10
医 師 職 歯 科 医 師 職	2	542,000	9,250		5,500	248,550	103,920	909,220	52.10
薬 剤 師 職 医 療 技 術 職	47	331,209	6,128	5,430	5,342	6,362	20,448	374,919	41.8
看 護 ・ 保 健 職	108	312,600	2,995	4,708	6,708		19,296	346,307	39.7
消 防 職	485	316,148	16,021	5,031	6,651		20,307	364,158	39.4
企 業 職	538	340,799	8,824	5,678	6,039	24,070	26,553	411,963	42.0
技 能 労 務 職	345	352,535	8,268	3,770	5,968		21,657	392,198	49.5
高 等 学 校 教 育 職	59	388,529	10,932	5,780	4,187		24,158	433,586	45.0
幼 稚 園 教 育 職	98	303,275	5,214	5,663	6,218		18,832	339,202	38.5
そ の 他 の 教 育 職	35	414,894	13,600	771	6,339		26,560	462,164	49.0
特 定 任 期 付 職 員	2	533,000			1,350		31,980	566,330	43.2
企 業 団 派 遣 職 員	182	327,434	10,302	6,306	6,685		21,074	371,801	42.5
合 計	3,830								
平 均		319,938	8,932	5,498	6,170	3,588	21,024	365,149	41.5

## イ 役職別平均給料(一般行政職)

(31. 4. 1現在)

区 分	局 長	局 次 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	そ の 他 の 職 員	合 計
職 員 数 (人)	15	26	85	189	473	991	1,779
構 成 比 (%)	0.8	1.5	4.8	10.6	26.6	55.7	100.0
平 均 給 料 月 額 (円)	454,493	435,742	407,580	388,411	354,855	256,901	308,396



ウ ラスパイレス指数の推移

年 度	26	27	28	29	30
指 数	96.8	101.7	102.1	101.7	101.1

エ 期末・勤勉手当

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	合 計
6月	100分の130	100分の92.5	100分の222.5
12月	100分の130	100分の92.5	100分の222.5
合 計	100分の260	100分の185	100分の445

(注) 加算措置 給料の月額100分の20以内

(4) 人材育成

第6次高松市総合計画や現在の社会情勢等との整合性を図るため、平成29年3月に「高松市職員人財育成ビジョン」を改定し、多様化した行政需要に誠意を持って応え、将来を見据えた行政運営ができる職員の育成に総合的に取り組む。また、市民を明るく迎えるさわやかな市役所づくりを推進するため、職員一丸となり「さわやかサービス運動」に取り組む。

ア 求められる職員像（個人に求められる資質）

- (ア) 高松への愛着心を持っていること（高松を愛する心）
- (イ) 健康であること
- (ウ) コミュニケーション能力を持っていること
- (エ) これまでの経験（仕事、人生）を生かし、職務を全うすること
- (オ) コンプライアンス意識を持ち、公務員としての素養を兼ね備えていること

イ 求められる組織像

- (ア) 職員の能力を最大限に発揮できる職場環境整備
- (イ) 職員が主体的に学ぶことができる研修体系の整備
- (ウ) 職員の成長と組織の成果に貢献できる人事制度の整備
- (エ) 職員をサポートする制度の更なる充実

ウ 令和元年度職員研修体系

(ア) 自主研修

時代の動向と市政や職務について、常に問題意識・目的意識を持って自分の能力を開発していく意欲を持ち続ける自己啓発が研修の基本であることから、職員が自ら必要を感じて自発的・主体的に行う自主研修を積極的に支援する。

(イ) 職場内研修

職務上の専門的・実務的な知識・技能・態度等の修得については、各職場で上司や先輩職員から、実際の仕事を通じて指導・助言を得る職場内研修が効果的であり、職員の能力・ニーズに応じた個別指導のほか、各職場の組織目標や重点項目に沿った計画的な集合研修を実施し、職務執行能力を高め、組織目標を達成していく職場づくりを推進する。

(ウ) 職場外研修

自主研修や職場内研修だけでは充足しにくく、全体として実施した方が効果的な一般的・基本的・体系的・共通的な知識・技能・態度等を修得するため、集合研修（一般研修・特別研修）を実施する。

また、広い視野や高度な専門的能力の開発のため、専門の研修機関への派遣研修をあわせて実施する。

## エ さわやかサービス運動の実施

市民を温かく迎える市役所づくりの一環として、平成14年11月から「さわやかサービス運動」に取り組んでおり、職員が行政サービスを提供する上での心構えと行動指針を示した「高松市職員CSクレド（信条・志）」を作成し、その浸透を図るとともに、接遇マニュアル「高松さわやかサービスガイド」の作成・活用や、市民サービスアンケートの実施などにより、市民満足度が高まるよう職員の意識改革を進めている。

### (5) 働き方改革への取り組み

本市では、ノー残業デーの実施や時間外勤務の縮減目標の設定など、長時間労働の是正に向けた、働き方改革に取り組んでいる。平成29年11月には、働き方改革を推進するリーダー宣言である、高松市版イクボス宣言「もっとイクボス」を行い、30年度からは、「働き方改革3か年重点取組（スマイルプラン）」を取りまとめ、32年度までの3年間、全庁を挙げて、働き方改革に集中的に取り組むこととした。

このスマイルプランに基づき、平成30年度は、人事評価制度の評価項目に、働き方改革の目標項目を追加したり、各職場において、業務改善等について話し合う場（カエル会）を設けるなど、月80時間以上の時間外勤務を行う職員数を、3カ年でゼロとする等の目標に向けて、積極的に取り組んだ。令和元年度からは、これまでの取り組みに加え、職場業務改善（現場対応型）研修の新設や時間外勤務命令の上限規制及び適切な労働時間の管理などに取り組むこととしている。

## 14 職員厚生

### (1) 厚生制度

#### ア 健康管理

職員の健康診断については、高松市職員安全衛生管理規則に基づき、疾病の予防と早期発見・早期治療を目指し、一般定期健診を初め各種の健康診断等を実施している。

#### イ 安全衛生管理

高松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生管理業務を統括管理する総括安全衛生管理者を初め、安全衛生管理者・安全管理者・安全管理補助者・衛生管理者・衛生管理補助者・安全衛生推進者・衛生推進者・作業主任者・作業指揮者・産業医を選任し、職場及び職員の安全管理並びに衛生管理を積極的に進めている。

#### ウ 職員安全衛生委員会

高松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生に関する調査審議機関として高松市職員安全衛生委員会を設置し、安全衛生問題及び講ずべき安全衛生対策の推進について調査審議を行っている。

#### エ 公務災害補償等

平成30年度公務災害発生状況

所属名等	件数	所属名等	件数
消防局	2	国保・高齢者医療課	1
みんなの病院	4	こども園運営課	5
小学校	2	保健体育課	1
環境業務課	4	高松第一高等学校	1
西部クリーンセンター	3	市営住宅課	1
納税課	2	観光交流課	1

通勤災害発生件数 6件

## オ レクリエーション

### (ア) 組 織

諮問

市長 ←→ 高松市職員レクリエーション計画審議会

答申

構成：総務局長（委員長）ほか8人

### (イ) 職員レクリエーション班（31.4.1）

（文化部） 軽音楽班ほか6班 （体育部） 野球班ほか23班

### (ウ) 平成30年度実施状況

区 分	事 業 名	場 所	延参加人数（人）
文 化 関 係	職員文化展ほか	市民交流プラザI KODE瓦町ほか	15,647
体育・健康増進関係	局対抗各種スポーツ大会ほか	仏生山公園体育館ほか	14,003

## (2) 福利制度

### ア 互助組織

#### (ア) 香川縣市町村職員共済組合の事業

給付事業として短期（療養の給付・療養費など）と長期（退職年金・遺族年金など）の制度があるほか、貸付事業として普通・住宅・災害・特別などの貸付制度がある。

その他、保健・宿泊・貯金の各事業を実施し、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与している。

#### (イ) 香川縣市町村職員互助会の事業

厚生事業及び給付事業等を実施し、会員の福祉の増進と行政の効率的な運営に寄与している。

#### (ウ) 市職員共済会の事業

給付事業・職員レクリエーション事業の実施等がある。

#### (エ) 市職員消費生活協同組合の事業

職員の生活の文化的・経済的改善向上を図るため、家庭用品・食料品の販売を初め、新商品の紹介などを行っている。

## 15 行政改革

本市では、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、効率的で効果的な行財政運営を推進するため、情報公開の徹底を図り、無駄を省くとともに、コミュニケーションを活性化して、説明責任を全うすることにより、スピード感のある行財政改革に取り組んでいる。

### (1) 計画策定等の経緯

平成8年3月 「高松市行政改革計画」策定（期間：8～12年度）

11年3月 「高松市行政改革計画」策定（期間：11～13年度）

※11年4月中核市移行のため、前倒し策定

14年度 計画を1年間延長適用 ※13年度末に約2割の未実施項目が残ることから、引き続き、未実施項目の着実な実現に取り組むため

15年7月 「新高松市行財政改革計画」策定（期間：15～17年度）

16年1月 「高松市行財政改革の推進体制に関する規程」制定  
（「高松市行政改革推進本部規程」を改定）

平成16年 8月	「高松市行財政改革推進委員会設置要綱」制定 （「高松市行政改革推進委員会設置要綱」を改定）
9月	各種見直し基準の策定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市公民の役割分担見直し及びアウトソーシング検討基準</li> <li>・高松市外郭団体の運営等指導基準</li> <li>・高松市補助金等交付システム見直し基準</li> <li>・高松市受益者負担見直し基準</li> <li>・高松市公共施設管理運営基準</li> </ul>
18年度	計画を1年間延長適用 ※17年度における近隣6町との合併に対応する等のため
19年 7月	「第4次高松市行財政改革計画」策定（期間：19～21年度）
22年 4月	「第5次高松市行財政改革計画」策定（期間：22～24年度）
25年 4月	「第6次高松市行財政改革計画」策定（期間：25～27年度）
28年 4月	「第7次高松市行財政改革計画」策定（期間：28～令和元年度）

## (2) 第7次高松市行財政改革計画

### ア 概要

本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来が現実のものとなる中、今後も厳しい財政状況が続く見込みであることから、これまでの行財政改革計画の考え方や方針施策等を継承し、引き続き、持続可能な財政運営に向けて取り組むとともに、総合計画が掲げる本市の目指すべき都市像「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現するため、職員一人一人が新たな課題や困難な課題にも挑戦できる職場環境や組織風土をつくり、組織全体の活力を高めるなど、総合計画の着実な推進をサポートする組織体制の強化を目指す必要がある。

このようなことから、市役所が抱える課題を解決し、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応できる能力と意欲を持った職員の育成や組織風土を構築するための取り組みを積極的に推進する、第7次高松市行財政改革計画（計画期間：平成28年度～令和元年度）を策定した。

同計画では、本市を取り巻く社会環境等や課題に柔軟かつ適切に対応する必要があるため、4つの方針に体系化し、特に重要な取り組み方針を「信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供」としている。

<4つの取り組み方針>

- ① 信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供
- ② 持続可能な財政運営の推進
- ③ 成果を重視した行政運営の推進
- ④ 参画と協働によるまちづくりの推進

また、計画を推進する方策として、「業務の総点検」と「局による主体的な進行管理」、「プロジェクトチームによる局を越えて連携した取り組み」の3つの手法により計画を推進することとしている。

### イ 取り組み状況

平成30年度においても、引き続き、重点取り組みである「信頼される職員の育成と質の高い行政サービスの提供」に積極的に取り組むとともに、自主財源の確保等の実施項目について、局による主体的な進行管理の手法で取り組んだ。

その結果、重点取組の二つの目標値は、計画策定時点よりも上昇したほか、効果額については、30年度の目標額約2億3,144万円に対して、実績額約3億5,856万円と目標を上回った。

また、健全財政の目標値については、経常収支比率は目標を下回ったが、実質公債費比率は前年度比で0.6ポイント改善し目標を上回った。

### (3) 事務事業評価

行政が実施する事業の必要性や有効性・効率性などについて、客観的な数値指標で評価するとともに、その評価結果を「まちづくり戦略計画」や予算編成等に反映することを目的として、平成22年度に新たな事務事業評価システムを構築し、23年度から本市の全事業について評価を行ってきた。

28年3月には「高松市行政評価基本方針」を策定し、定量的な成果の達成度を中心に、成果に重点を置いた客観的な評価を行うこととした。また、内部管理的な事業や法令等により実施が義務付けられている事業等については「評価対象外事業」とし、評価対象の重点化を図るとともに、評価結果を図やグラフを用いて分かりやすく表示することとした。

### (4) 事業仕分け・公開事業評価・外部評価

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、第三者の目線で事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、「業務の総点検」の一環として、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する、独立・非営利の政策シンクタンク「構想日本」の協力を得て、平成21年度に県内で初めて実施した。

この事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上などに、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを推進してきた。

25年度からは、「事業仕分け」で得られたノウハウを生かし、より市民参加の度合いと公開性を高めた「公開事業評価」を実施し、28年度からは、「高松市行財政改革推進委員会」の知見を活用した「外部評価」を実施することとした。28年度は厳しい財政状況を踏まえ、事業の廃止・縮小など経費削減を主眼とし、29年度からは評価対象事業選定の仕組み等を見直し、経費削減を主眼とした評価に加え、より自主的な事業選定に基づく、行政側の見直しの意向や方向性を踏まえた議論・評価を実施している。

平成30年度に外部評価を実施した事業

No.	事業名	担当局（担当所属）	判定結果	検討方向
1	貿易振興事業	創造都市推進局（産業振興課）	継続	継続
2	中小企業指導団体等育成事業	創造都市推進局（産業振興課）	継続	継続
3	中小企業経営講習会等事業	創造都市推進局（産業振興課）	改善	改善
4	コンプライアンス推進事務	総務局（コンプライアンス推進課）	改善	改善
5	高齢者福祉タクシー助成事業	健康福祉局（長寿福祉課）	改善	改善
6	違法駐車防止対策事業	都市整備局（都市計画課）	縮小	縮小
7	学校施設緑化事業	教育局（総務課）	継続	継続

### (5) 地域行政組織の再編

市民の身近な行政機関である地域行政組織について、市役所が取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている現行の体制を見直し、市民により近いところで、幅広い行政サービスが提供できるよう、平成24年11月に「地域行政組織再編計画基本構想」を策定し、現状の「本庁一支部・出張所」の二層構造組織を再編し、「本庁一総合センター一地区センター（仮称）」の三層構造へ移行することとしており、27年2月には、その具体的な取扱業務や組織・職員体制、設置位置等を示した「地域行政組織再編計画」を策定した。

その後、総合センターで取り扱う業務について検討を進めるとともに、施設改修等を実施したうえで、29年1月30日に、牟礼・香川・勝賀・国分寺の四つの総合センターをオープンした。

残りの中部及び東部南地域の総合センターについては、それぞれ、中部総合センター（仮称）は令和3

年度末のオープン、東部南総合センター（仮称）は4年度末の竣工を予定している。

また、地区センター（仮称）に移行する支所（塩江、庵治、香南）については、激変緩和措置として当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続することとしている。

## 16 防 災

### (1) 東日本大震災

本市では、平成23年3月11日に発災した東日本大震災直後から支援活動を開始し、消防局による緊急消防援助隊や上下水道局による応急給水隊を初め、被災者を健康面から支援するため、保健師や栄養士、放射線技師を被災地に派遣した。その後も、被災家屋の調査など現地の行政活動を支援するため、宮城県仙台市などへ行政職の職員を派遣している。

#### 職員派遣状況（平成30年度）

区分	支援内容	人数	派遣先	派遣期間
技術職	土地区画整理事業等	1人	宮城県東松島市	1年間

※22年度～30年度 延べ284人派遣

市民から寄せられた支援物資は、香川県を通じて自衛隊の輸送手段を活用して被災地へ搬送したほか、本市独自で、親善都市である茨城県水戸市や中核市の福島県郡山市、いわき市などに計13回、本市トラックや香川県トラック協会等の協力を得て搬送した。また、24年度には、本市と香川県盆栽生産振興協議会が共同し、岩手県陸前高田市の仮設住宅などに松盆栽400鉢を寄贈し、25年度には、香川県中小企業家同友会が企画した被災地支援に本市も賛同し、陸前高田市にさぬきうどん店を開店した。

市民からの義援金は、計4,630件、2,450万円余りに上り、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられ、また、市内では、市民病院での透析患者や市営住宅での避難者の受け入れ体制を整えたほか、市役所1階の市民相談コーナーでは被災者の相談窓口を開設した。

### (2) 平成28年熊本地震

本市では、平成28年4月14日、4月16日の2度、最大震度7を観測し、熊本県を中心に発生した熊本地震の被災地で応急対応を支援するため職員を派遣した。

29年度には、被災した公立学校の施設復旧業務を支援するため、熊本市へ技能職の職員を派遣し、30年度には被災家屋の調査など現地の行政活動を支援するため行政職の職員を、また熊本城石垣復旧に係る調査業務等のため、文化財専門員を派遣した。

#### 職員派遣状況（平成30年度）

区分	支援内容	人数	派遣先	派遣期間
行政職	固定資産税家屋評価等業務	1人	熊本県益城町	1年間
技術職	熊本城石垣復旧に係る調査業務	2人	熊本県熊本市	半年間

※28年度～30年度 延べ151人派遣

(3) 平成30年7月豪雨

本市では、平成30年6月末から7月上旬にかけて、台風第7号及び梅雨前線の影響により、西日本を中心に広範囲で大雨となり、この影響で被災した倉敷市と大洲市を支援するために職員を派遣した。

職員派遣状況（平成30年度）

区分	支援内容	人数	派遣先	派遣期間
行政職	災害復興計画策定業務	1人	岡山県倉敷市	半年間
技術職	災害復旧工事の発注、監督業務	2人	愛媛県大洲市	半年間

(4) 防災体制

本市では、災害対策基本法に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として地域防災計画を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図っている。

防災体制の充実策として、気象情報・災害情報の把握と早期伝達などに特に配意し、県、その他防災関係機関との密接な連携を図るとともに、「地震・風水害災害発生時の職員行動マニュアル」等を作成し、災害発生時の職員動員の体制確保を図っている。

また、住民参加型の震災対策総合訓練の定期的実施や地域コミュニティ継続計画策定などにより、各機関・団体相互の協力体制の確保、自主防災組織の育成及び市民や地域の防災意識の高揚・防災力の向上を図るなど、災害時に備えた心構えや対策を進め、防災体制の充実・強化に努めているほか、防災行政無線を整備し、通信連絡体制の整備・充実を図るとともに、大規模災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、民間事業者や関係機関、自治体間で災害時応援協定を締結しており、30年度までに80の協定を締結している。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震対策としては、23年度から113カ所の津波避難ビルを指定したほか、平時から各部署において非常時優先業務を特定し、災害時に適切な業務執行を行うことを目的に、24年4月に業務継続計画本庁用を策定し、27年4月に出先機関用を策定した。

また、29年度には、県の「香川版市町BCP作成指針」Ver.2.0の策定及び熊本地震等の課題を踏まえ、現行の組織及び人員を基に、非常時優先業務等を見直し、大規模災害発生時における本市の業務を継続する体制を確保するため、業務継続計画の修正を行った。

(5) 高松市地域防災計画

本市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた、「高松市地域防災計画」を策定している。

ア 計画策定・修正の経過

昭和39年5月 「高松市地域防災計画」策定

平成8年4月 震災対策編策定

10年3月 一般対策編第14次修正、震災対策編第1次修正、資料編作成

14年12月 震災対策編第2次修正

16年3月 一般対策編及び資料編第16次修正

17年3月 16年の台風災害と15年の東南海・南海地震防災対策推進地域指定に伴い、一般対策編第17次修正、震災対策編第3次修正

21年3月 一般対策編第18次修正、震災対策編第4次修正、資料編修正

24年12月 東日本大震災を経て、近い将来発生が確実視されている南海トラフに起因する大地震に備え、一般対策編第19次修正、震災対策編を地震対策編及び津波対策編に分割、資

料編を参考資料として位置付け

- 26年3月 避難所の指定、避難行動要支援者名簿に関する項目修正（第20次修正）
- 27年5月 県南海トラフ地震（第4次公表）の反映、減災の考え方を基本に、避難勧告等の判断基準の見直し、大規模災害時の物流拠点計画などを盛り込む修正（第21次修正）
- 29年11月 洪水・高潮・雨水出水の浸水想定区域への対応や、27年関東・東北豪雨災害等を踏まえた対応の強化を図るとともに、28年熊本地震において顕在化した課題等に対応するため、減災の考え方を基本に修正（第22次修正）

イ 計画に基づく取り組み

- 9年度 防災アセスメントをもとに、地域の災害危険性や個別の対応策を検討する地区別防災カルテ及び災害の発生要因と抑止要因を全市域の地図に集約した防災マップの作成
- 10年度 避難所、避難路、防災関係機関等や災害発生時の心得を掲載した避難マップの作成
- 19年度 津波・高潮・洪水などの浸水想定区域、土砂災害の危険箇所や避難所など、避難の判断に関する情報等を掲載した防災マップの作成
- 21年度 高松市災害時指定職員に関する要綱の制定
- 26年度 県が公表した香川県地震・津波被害想定などに基づく防災マップの作成

(6) 災害対策本部及び水防本部

本市において相当規模の災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置して被害の防御、軽減及び災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図っている。

また、気象状況の通知を受けたとき、または洪水・高潮等の危険が発生し必要と認めたときには、水防法及び高松市水防計画に基づき、水防本部を設置し、洪水・高潮等による水災を警戒・防御することにより、被害の軽減に努めている。

ア 体制の経過

- 16年度 台風16号による高潮被害、台風23号による豪雨災害の2度にわたる災害救助法の適用などを受け、災害対策本部の体制等を見直した。
- 17年度 庶務課内に防災対策室を新設し、災害予防、災害対応等に専門的に対応できるよう体制の強化を図った。
- 20年度 総務部危機管理課を新設し、関係部署、機関等と連携した危機管理体制の確立を図った。
- 30年度 高松市防災合同庁舎（危機管理センター）を新設するとともに、危機管理課と消防及び災害対策本部などを同一施設内とし、さらなる危機管理体制の確立を図った。

16年台風16号及び23号による被害状況

台風の名称	死者	全壊	半壊	床上浸水		床下浸水	
16号（8月30日）	2名	0戸	0戸	3,810戸	8,890人	11,751戸	25,531人
23号（10月20日）	1名	4戸	11戸	1,352戸	3,662人	4,313戸	10,514人

(7) 指定避難所

本市では、災害発生時における市民の安全避難を考え、旧高松市域では、小学校、中学校、高等学校及びコミュニティセンターを避難所に指定し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）と同時に避難者を円滑に収容できるよう努めるとともに、避難所表示看板を設置した。

また、合併町についても、公立学校、支所などを避難所に指定しており、災害時に市民が適切かつ迅速



な行動がとれるよう、広報紙、ホームページ等に掲載し、PRに努めるなど、広く市民に周知徹底を図っている。

26年度には、災害対策基本法の改正により、従来の避難所を指定緊急避難場所と指定避難場所の2種類に区分し、現在、指定緊急避難場所190カ所、指定避難所152カ所を指定している。

(8) 災害時緊急物資備蓄事業

平成25年度に香川県が公表した「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」によると、南海トラフを震源とする最大クラスの地震が発生した場合には、避難所への避難者数が高松市内で4万3,000人に達するとされており、従来を大きく上回る備蓄が求められている。そこで、26年度に高松市災害時緊急物資備蓄計画を見直し、27年度から3年間かけて、緊急物資の備蓄数量・品目、備蓄場所等を、大幅に拡充することとした。

備蓄場所については、施設の耐震性、耐水性や地域性を考慮し、指定避難所となっている小学校などを選定している。

ア 計画備蓄量 51,600人分

イ 備蓄場所 小・中学校(跡施設含む)78カ所、コトデン瓦町ビル、総合センター3カ所、支所2カ所、高松南消防署、コミュニティセンター52カ所等

ウ 備蓄状況

(31.4.1現在)

区分	毛布類	タオル	乾パン・パン類	アルファ米	保存水	粉ミルク	ほ乳瓶
計画量	21,500枚	43,000枚	25,800食	51,600食	77,400ℓ	32.8kg	600本
現備蓄量	21,500枚	43,170枚	25,940食	51,600食	77,520ℓ	32.8kg	600本

区分	紙おむつ	生理用品	トイレットペーパー	ポリエチレン手袋	ごみ袋	ビニールラップ	食器セット
計画量	5,160枚	1,400パック	155セット	155セット	155セット	155セット	2,500セット
現備蓄量	7,456枚	1,451パック	176セット	155セット	176セット	158セット	2,500セット

区分	紙コップ	間仕切り	テント	ユニバーサルトイレ	オストメイト専用トイレ
計画量	7,000個	1,540張	154張	77基	10基
現備蓄量	7,100個	1,540張	154張	77基	10基

(9) 防災行政無線

本市では、地域における防災や応急災害復旧等に関する業務に使用する防災行政無線等を整備し、迅速かつ的確な情報収集・伝達体制を構築している。

ア 整備経過 (塩江町はCATVを整備)

18年度 旧高松市のデジタル式同報系防災行政無線の整備 (~19年度)

22年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の電波伝搬調査及び基本設計の策定

23年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の実施設設計完了

24年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の整備工事 (~27年度)

25年度 MCA無線(移動系無線)の配備開始 (~28年度)

26年度 防災ラジオの普及開始

#### (10) 南海トラフ地震防災対策推進地域

平成26年3月28日、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けた。

### 17 国民保護計画

国の武力攻撃事態対処法や国民保護法の制定に伴い、国民保護に係る基本指針及び県国民保護モデル計画が策定されたことを受け、香川県が平成18年3月に香川県国民保護計画を策定した。

本市においても、18年3月に「高松市国民保護協議会条例」及び「高松市国民保護対策本部及び高松市緊急処理事態対策本部条例」を制定するとともに、18年度には市長を会長とする高松市国民保護協議会を開催し、その協議内容を踏まえる中で、国の基本指針や香川県国民保護計画に基づき、19年3月に高松市国民保護計画を策定した。

### 18 危機管理指針・緊急事態等対処計画

本市では、台風・地震などの自然災害等に対応するための高松市地域防災計画と、武力攻撃事態等に対応するための高松市国民保護計画を策定し、危機に備えているが、近年、新型インフルエンザなどの感染症や環境汚染といった市民生活等に重大な被害を及ぼす事件・事故などへの対応が求められていることから、平成22年3月に高松市緊急事態等対象計画を策定するとともに、これらの災害・事件全般に的確に対応するため全庁的な対応方針等を示す、高松市危機管理指針を策定した。

### 19 情報政策

#### (1) 電子計算組織及びネットワーク

本市では、昭和42年に委託による電子計算処理を開始し、その後、電子計算組織の効率的利用及びプライバシー保護等の観点から、56年に電子計算組織を自己導入し、57年2月から住民記録などの処理を開始している。

その後、61年度から平成9年度まで、3次にわたる「高松市電子計算組織等の利用に関する基本計画」に基づき、財務処理を初め、国民年金事務処理や証明書の自動交付など、新規適用事務のシステム開発を順次行ってきたほか、7年度から12年度までの「高松市地域情報化計画」、10年度から14年度までの「高松市行政情報化計画」、15年度から19年度までの「高松市行政情報化計画Ⅱ e - 高松(°^)[えがお]プラン」及び20年度から24年度までの「高松市情報化推進計画」を策定し、全ての市民が情報化の恩恵を享受・実感できる地域情報化の推進と簡素で効率的な行財政システムの構築を行った。

また、12年1月に市役所庁内LANを、13年1月に出先機関を含むWANを整備し、15年7月に情報セキュリティの強化のため、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準により構成された「高松市情報セキュリティ方針」を策定し、18年8月に各所属の情報セキュリティ実施手順の作成を完了し、より一層のセキュリティ強化を図った。

また、16年12月に、ほとんどの手続を電子的に行うことができるようにする「高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、電子申請・届出の対象手続き拡大を推進したほか、17年9月、18年1月の近隣6町との合併に伴いシステム統合、ネットワーク接続を実施した。

また、19年9月から財務や庶務管理などの内部系システムの最適化に着手し、21年度には内部事務の簡素・効率化を実現してきたほか、20年3月に策定した「高松市情報化推進計画」をもとに、より効率的な情報処理システムの構築を目指して、22年3月に「高松市情報システム最適化計画」を策定し、住民記録、

税、保険料、福祉、保健などの住民情報システムの最適化を実施した。

また、設備の老朽化した庁内ネットワークについて、26年度に再整備計画を策定し、27年度から庁内ネットワークの再整備に着手し、29年度に完了したほか、国から通知された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」の内容を踏まえ、29年2月に、インターネットの分離など、ネットワークの見直しを行い、29年4月に、かがわ情報セキュリティクラウドに参加した。30年5月に、本庁舎から、危機管理センターに拠点を移し、一層の耐震化・強靱化を図った。

ア 適用事務の状況

事務名	開始年月	事務名	開始年月
住民記録	昭和57年2月 平成14年7月 (再構築) 平成24年7月	介護保険	平成12年4月 (再構築) 平成26年4月
国民年金	昭和57年3月 (再構築) 平成26年4月	後期高齢者医療	平成20年4月 (再構築) 平成26年4月
国民健康保険	昭和57年4月 (再構築) 平成26年4月	高齢者福祉	平成5年4月 (再構築) 平成26年4月
市県民税 税収納管理	昭和57年5月 (再構築) 平成25年1月	障害者福祉	平成4年4月 (再構築) 平成26年4月
法人市民税	昭和57年2月 (再構築) 平成25年1月	生活保護	平成5年3月 (再構築) 平成22年8月
事業所税	昭和3年3月 (再構築) 平成25年1月	保育料	平成6年4月 (再構築) 平成27年4月
固定資産税 軽自動車税	昭和57年3月 (再構築) 平成25年1月	母子寡婦福祉資金	平成11年4月 (再構築) 平成26年4月
市営住宅管理	昭和62年3月 (再構築) 平成27年4月	児童手当等 福祉医療	昭和58年4月 (再構築) 平成26年4月
中小企業勤労者福祉 共済	昭和58年4月 (再構築) 平成27年8月	児童相談	平成26年4月
農地基本台帳管理	平成元年8月 (再構築) 平成27年4月	健康管理	平成18年10月 平成26年4月
公金収納	平成22年10月	学事情報	平成8年6月 (再構築) 平成27年4月
共通基盤	平成24年4月	人事管理	昭和58年4月 (再構築) 平成27年10月
文書管理	平成17年4月	庶務管理	平成21年4月
財務会計	平成21年10月	行政評価	平成21年5月
被災者情報	平成25年4月		

※ なお、社会保障・税番号制度への対応に伴うシステム改修については、平成26～28年度において、おおむね終了している。

イ ネットワーク利用の状況

(ア) 設置 (31. 4. 1 現在)

機器名	台数(台)
ネットワーク用パソコン	4,050

(イ) 研修

新入職員には、グループウェアなどの基本的な操作の研修のほか、情報セキュリティなどの研修を実施している。

さらに、各所属長を対象とした集合研修や、標的型メール対応訓練を実施するとともに、情報セキ

セキュリティハンドブックを作成し、職員の情報セキュリティの意識の向上に努めている。

## (2) 情報化の推進

平成20年3月策定の高松市情報化推進計画に基づき、全ての市民が情報化の恩恵を享受・実感できる地域情報化を推進するため、未整備地区へのケーブルテレビ網及び超高速情報通信網の整備を進めたほか、簡素で効率的な行財政システムを構築するため、「情報システム最適化計画」を策定し、「業務の簡素化・効率化」、「情報システム経費の削減・抑制」を目的として、情報システムの最適化を進めた。

20年度から、全ての市民が情報化の恩恵を受けられるよう、旧高松市地域と合併町地域との地理的情報格差を是正するため、既にケーブルテレビが整備されている塩江町を除く牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町へのケーブルテレビ網及び超高速情報通信網整備を進めるとともに、旧高松市の未整備エリアの解消に努めた。

また、塩江ケーブルネットワークについては、設備老朽化等に伴う再整備を超高速情報通信網整備推進事業として位置付け、25年3月に再整備基本計画の策定を行い、27年度に再整備を完了した。

29年3月には、本市が保有するデータを、市民や企業等が、二次利用することを可能とする、オープンデータの推進に向け、「オープンデータの推進に関する取組方針」を策定した。

## (3) スマートシティの推進

本市では、ICT・データの活用と、産学民官の多様な主体との連携により、さまざまな地域課題の解決を図る「スマートシティたかまつ」の実現に向けて、IoT共通プラットフォームを構築するとともに、平成29年10月に設立した産学民官の多様な主体が参画する「スマートシティたかまつ推進協議会」と連携しながら、防災・観光・福祉・交通など、さまざまな分野での取り組みを推進している。

さらに、28年12月には、「官民データ活用推進基本法」が制定され、本市においても、官民データの活用に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、民間事業者等に対し、オープンデータの利活用に関するニーズ調査を実施し、31年3月に本市ならではの特色を盛り込んだ、ICT施策の総合的な指針として「スマートシティたかまつ推進プラン」を策定し、また、31年4月には市民や多様な主体によるデータの利活用を推進するため、オープンデータサイトを開設した。

## (4) 行政手続の電子化

平成16年9月からスポーツ施設の予約手続を「かがわ電子自治体システム」へ移行し、同年10月から行政手続についても順次電子化を行った。また、平成29年11月から国の運営するマイナポータル上で提供されるマイナンバーカードを利用したびったりサービスの各種手続を開始した。

### ア 公共施設予約及び電子申請一覧 (平成31年度)

システム名	手続き名称
公共施設予約	スポーツ施設予約、文化施設予約、斎場予約、会議室予約
電子申請 (かがわ電子自治体システム)	犬の死亡届、犬の所在地変更届、バザー開設報告、行政文書公開請求、知的障害者青年教室ボランティア応募、高松市職員等採用試験受験申込、特定非営利活動法人事業報告
電子申請 (びったりサービス)	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出、児童手当等の受給事由消滅の届出、未支払の児童手当等の請求、児童手当等の現況届、保育に関する支給認定の申請、保育施設等の現況届

## 20 統計

### (1) 受託統計調査

平成30年度は、次の統計調査等を実施した。

調査名	実施年月日	根拠	調査区分
学校基本調査	30. 5. 1	基幹統計調査	全数
工業統計調査	30. 6. 1	基幹統計調査	全数
住宅・土地統計調査	30.10. 1	基幹統計調査	抽出
漁業センサス	30.11. 1	基幹統計調査	全数
香川県人口移動調査	毎月	県条例、調査規程	全数

### (2) 統計調査員確保対策

統計業務の円滑な推進に向けて、登録調査員で構成する統計調査員協議会（337名、31年4月30日現在）の拡充強化に努めるとともに、調査員の安定的確保と資質の向上に資するため、統計調査員大会や調査員研修などの事業を、同協議会と共催で実施している。

## 21 広聴活動

### (1) 方針

- ア 市政に対する苦情・意見・要望を積極的に受けとめ、行政に反映するとともに、広聴機能の充実に努める。
- イ 住民の自助・自立化を促進する知識・情報を提供し、あわせて日常生活上の紛争の予防と解決のため、法律その他専門知識を活用し、適切な助言・指導を行う。
- ウ 広聴結果を分析し、広聴統計の政策情報化を促進する。

### (2) 事業

- ア 個別広聴（市民相談、市長への提言、一日合同行政相談、ホームページご意見箱）
- イ 集会広聴（市政出前ふれあいトーク、市長まちかどトーク）
- ウ 調査広聴（Web アンケート、アンケート結果公表）

### (3) 事業の内容

#### ア 市民相談

##### (ア) 市政相談

市民と行政を結ぶパイプ役として、市政についての意見・要望などを聴くとともに、行政に反映させる。

##### (イ) 一般相談

日常生活の中で生じるさまざまな問題について相談に応じる。

##### (ウ) 専門相談

市民の日常生活上の悩みごとや、紛争の予防と解決を図るため、関係機関の協力を得て、各種専門相談を実施し、助言・指導に当たるなど、市民が健康で明るい市民生活を営めるよう、市民サービスの向上に努める。

(単位:件)

相談種別	相談員	実施日時	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
市政相談	広聴広報課職員	月～金曜日 8時30分～17時15分	2,282	2,461	3,165	3,429	4,432	
一般相談	広聴広報課職員	月～金曜日 8時30分～17時15分	2,660	2,759	2,781	2,559	2,602	
専門相談	人権相談	法務局職員 人権擁護委員	毎週月曜日 10時～15時	72	91	102	74	68
	弁護士法律 相談(予約制)	弁 護 士	毎週火曜日 第1・3木曜日 第2・4土曜日 13時～16時	813	869	918	939	917
	司法書士法律 相談(予約制)	司 法 書 士	第2・4木曜日 13時～16時	265	245	200	201	249
	行政相談	行政評価支局職 員・行政相談委員	毎週水曜日 10時～15時	58	76	76	84	174
	市税相談	市税関係職員	第2金曜日 9時～16時	17	10	1	4	8
	戸籍相談	市民課職員	第3火曜日 9時～16時	14	6	16	10	6
	緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日 9時～16時	93	67	53	38	0
	行政書士相談	行 政 書 士	第1・3金曜日 9時～12時	128	124	147	72	73
	社会保険 労務士相談	社会保険労務士	毎週火曜日 9時～12時	77	52	78	61	63
	調停相談	調 停 委 員	第4金曜日 10時～15時	178	213	165	120	86
	土地家屋 調査士相談	土地家屋調査士	第1・3金曜日 13時～16時	—	—	65	49	57
合 計			6,657	6,973	7,767	7,640	8,735	

## イ 市長への提言

市民の意見・要望などを市政に反映させるため、手紙・電話・ファックス・Eメール・ホームページ  
提言フォームによる「市長への提言」を受け付けている。なお、平成19年12月10日から「市長への提言」  
をデータベース化し、提言と回答内容をホームページで公開している。

建設的な提言は、今後の施策・事業に反映させるなど、広く活用を図る。

(単位:件)

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
市長への提言レター	76	90	97	140	71
市長への提言テレホン	12	5	7	7	5
市長への提言ファックス	29	22	12	17	16
市長への提言Eメール	35	28	40	33	14
市長への提言ホームページ	149	98	138	170	142
合 計	301	243	294	367	248

## ウ 一日合同行政相談

四国行政評価支局と共催で、四国地方整備局等各行政機関の協力を得て、毎年1回相談所を開設する。

エ 市政出前ふれあいトーク

市政の仕組みや現在取り組んでいる事業・施策、今後の検討課題についてあらかじめテーマを設定し、その中の一つのテーマについて、市政やまちづくりに関心のある20人程度の団体やグループから聞いてみたいという要望があれば、管理職員等が出向いて説明を行い、理解と協力を得る。

また、ふれあいの中で、市民の思いや実情を把握するとともに、市民から出された意見・提言等については、施策・事業等の参考として活用する。

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
テーマ件数（件）	163	162	166	159	159
実施件数（件） （うち施設見学）	684 (207)	735 (214)	613 (167)	614 (206)	652 (237)
参加人数（人） （うち施設見学）	20,724 (5,390)	21,733 (5,370)	19,754 (5,071)	18,280 (4,645)	19,252 (5,346)

※テーマ一覧表のもとに実施された施設見学の件数等を含む。

オ 市長まちかどトーク

市民との「協働」によるまちづくりを推進するために、市内で活動する各種団体・グループのもとへ、市長自らが直接出向き、意見交換を行う中で相互理解を深める機会として、平成21年7月から、実施している。

30年度は、「健やかにいきいきと暮らせるまち」「心豊かで未来を築く人を育むまち」など、第6次高松市総合計画の6つのまちづくりをテーマとし、これらの活動実績がある市民活動団体を対象とした。

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
テーマ件数（件）	12	7	7	7	6
実施団体数	7	8	6	6	5
参加人数（人）	92	127	128	119	117

22 公益通報

「公益通報者保護法」が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、公益通報に係る事務を適切かつ円滑に行うため、公益通報（外部通報）の相談窓口を広聴広報課市民相談コーナーに、同内部通報の相談窓口をコンプライアンス推進課に、それぞれ設置し、相談・通報処理業務を行っている。

平成30年度実績 外部通報：0件 内部通報：4件

23 広報活動

(1) 印刷媒体等による広報

名称	型 式	発行日・部数	配 布 方 法
広 報 たかまつ	A4判20頁 15回 A4判16頁 9回 平成19年4月15日号からカラー化 平成30年4月1日号から多言語ユニバーサル情報発信ツール「カタログポケット」による電子書籍版の配信を開始	毎月1日・15日発行 1回 141,000部	自治会・配布代表者・郵便局・銀行・コンビニエンスストア・スーパーマーケットなど
点字広報	B5判22頁	毎月10日発行 79部	視覚障害者に郵送

(2) テレビ放送による広報（平成30年度）

区 分	番組名	放送日時	内 容
岡山放送	ワンダフルたかまつ N E X T	年間3回（7・9・3月放送） 第4土曜日 13:00～13:15 再放送 放送翌週の月曜日 4:40～5:55	市政の重要施策や制度等を 紹介
山陽放送	高松、歴史礼讃	年間2回（8・2月放送） （8月）第2土曜日 17:00～17:15 （2月）第2土曜日 17:00～17:15	市の歴史、文化、風土、産 業等を紹介
西日本放送	高松シティClip	年間12回（毎月放送） 第3金曜日 16:20頃から3分程度	市のイベントや便利情報等 を紹介

(3) ラジオによる広報（平成30年度）

区 分	番組名	放送日時	内 容
エフエム高松 コミュニティ放送	げんキッズ	毎週水曜日 19:20～19:30 (再放送)毎週日曜日 9:20～9:30	小中学生を対象に、番組に出演してもらうと ともに、親子で参加できるイベント等を紹介 するほか、市政に関するクイズを通じて子供 たちに、市政への関心を高めてもらう。
	高松市インフォ メーション	毎週月～金曜日 8:00～8:03 11:53～11:56 17:25～17:28	市の各種制度や行事等のお知らせ
西日本放送	市長ラジオエッ セイもつと高松	毎月第1土曜日 7:25～7:30 (4月から12月)	市長の高松への思いや、日々感じたことなど を、市の現状や取り組みを交えながら市民に お知らせする。

(4) ケーブルテレビによる広報

市民がいつでも市政に関する情報を得られるよう、高松ケーブルテレビの5チャンネルを市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」として開設し、平成12年8月1日から放送を開始した。2時間単位の番組を、1日12回、終日放送してきた。

21年4月から、地上デジタル放送への完全移行（23年7月）を控え、ケーブルテレビの事業主体であるケーブルメディア四国が自主放送チャンネルをハイビジョン化することに伴い、周波数帯域の関係などから、本市の市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」を含めた3つの自主放送チャンネルを2つのチャンネルに統合した。

これにより、市政情報専用チャンネルを廃止し、新たに1時間単位の市政情報専用番組「いき・いき高松」として、2つのチャンネルにおいて毎日3時間ずつ放送時間帯を変えて番組を放送した。（月2回更新）

また、新たなサービスとして、いつでも好きな時に最新の市政情報を見ることができるようデータ放送を開始している。

また、災害等の緊急時には、迅速かつ的確に、避難勧告等の災害情報を放送するなど、「いき・いき高松」は、地域に密着した広報手段となっている。

24年5月からは、番組編成により「高松ケーブルテレビ2」（121ch）を30分枠に、「高松ケーブルテレビ1」（111ch）を45分枠に変更し放送している。

25年4月から、チャンネル名がケーブルメディア四国に統一され、「CMS1」「CMS2」に変更された。

ア 放送チャンネル等

チャンネル	① CMS1（111ch）	② CMS2（121ch）
放送回数	① 1日3回放送（45分）	② 1日4～5回放送（30分）



イ 映像番組（平成30年度放送）

《CMS 1》

番組名	時 間
いきいき高松	45分
内訳	
ホットラインたかまつ	10分
いきいきNAVI	10分
見てみMy高松	5分
高松訪ね歩記	5分
市民ビデオ	実時間
民放テレビ広報番組	15分
市長定例記者会見	実時間

《CMS 2》

番組名	時 間
いきいき高松	30分
内訳	
ホットラインたかまつ	10分
いきいきNAVI	10分
見てみMy高松	5分
高松訪ね歩記	5分

※「民放テレビ広報番組」と「市民ビデオ」については、ローテーションで、どちらか一方を放送。

※「ホットラインたかまつ」・「見てみMy高松」・「高松訪ね歩記」・「市長定例記者会見」の4番組については、ホームページでのWeb配信を行っている。

《番組内容》

(ア) いきいき高松（市政情報番組）

- a ホットラインたかまつ（市の施策や制度などを紹介）
- b いきいきNAVI（市のイベントや制度などを紹介）
- c 見てみMy高松（市内の行事などを取材し、ニュース形式でその内容を紹介）
- d 高松訪ね歩記（歴史を物語る史跡や旧跡、市内に残る文化財などを紹介）
- e 民放テレビ広報番組（民放局で放送した「市政」、「歴史・文化」の2広報番組を本放送の翌月に放送）
- f 市民ビデオ（市民が撮影した映像作品を放送）

(イ) 市長定例記者会見（毎月2回開催される記者会見の様態を放送）

ウ データ放送

《コンテンツ》

- (ア) おすすめ情報（全コンテンツ内の情報から厳選したもの）
- (イ) 市からのお知らせ（手続き、制度概要、啓発情報など）
- (ウ) イベント情報（各種催し、施設行事など）
- (エ) 募集（各種行事のほか、各種委員や非常勤嘱託職員などの募集）
- (オ) 休日当番医      (カ) 早明浦情報      (キ) 緊急情報

(5) インターネットを活用した広報

平成8年10月に本市ホームページ「もっと高松」を開設して以来、市の重要施策や制度、イベントなどの各種市政情報を掲載するとともに、各種申請書等のダウンロードサービスやメールマガジン（英語・中国語版を含む）を配信している。このほか、英語版ホームページや携帯電話版ホームページを開設して情報を発信するなど、市政情報の発信機能の充実に努めている。

また、16年度には、ユニバーサルデザイン（UD）の理念に基づき、誰もが不便さを感じることなく利用できるホームページのUD化に着手し、17年7月末にUDホームページへの移行を完了した。19年12月からは、報道発表資料及び市長への提言とその回答を、ホームページで公開している。

なお、20年4月からは、四国内の自治体では初めて市長定例記者会見の動画配信も開始している。

また、21年4月には、国外からの観光客の誘致を推進するとともに、外国語を母国語とする市民が安心して暮らせるよう、英語版ホームページを、観光情報と、「くらしのガイド」をベースとした生活情報の2つの柱とする内容にリニューアルし、22年4月には同様の内容で中国語版ホームページを開設した。

また、誰もが、より見やすく使いやすいホームページへとするため、21年9月に、係長級以下の職員で組織する「もっと高松」リニューアル推進チームを設置し、種々協議検討を重ね決定した改善方針に基づき、22年7月にホームページをリニューアルした。主な改善点としては、「瀬戸の都・高松」らしく青を基調としたトップページのデザイン変更を初め、利用者が必要とする情報に簡単にたどり着けるよう、トップページに「くらしの情報」や「事業者の方へ」など5つのメニューを設け、分野別での検索を容易にできるようにした。また、災害情報などの緊急性や注目度が高い情報については一覽で掲載し、情報発信を強化した。

また、23年3月から簡単に公共施設や観光地などを地図検索できる地図情報システム「たかまつ」を導入するとともに、6月からは民間SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の一つである「ツイッター」で、防災情報を初め、くらしに関する情報やイベント情報などを発信している。

さらに、25年度からは、民間のソーシャルメディアである「ユーストリーム」や「ユーチューブ」を活用した動画配信サイト「高松ムービー（動画）チャンネル」を開設し、市の施策などの市政情報を初め、本市の観光情報や地域活性化の取り組みなどを効果的に発信するとともに、本市ホームページ「もっと高松」のスマートフォン（多機能型携帯電話）向けの専用ウェブサイトを開設し、情報発信機能の強化を図った。

また、30年3月から、ユーザビリティ・アクセシビリティの向上や、わかりやすく探しやすい情報分類・サイト構造設計の実現等を目的に、年齢や障害等の有無にかかわらず誰もが利用できるよう、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」に対応したホームページに全面リニューアルした。

なお、「メールマガジン」及び「ユーストリーム」による情報発信については、情勢の変化により一定の役割を終えたため、平成31年3月をもって廃止した。

#### (6) その他の媒体による広報

名称	型式名	制作本数等	内容（配布等）
声の広報	コンパクトディスク	毎月1回発行 1回100本制作 60分	点字が解読できない視覚障害者を対象に制作し、郵送している

#### (7) くらしの情報

平成11年度から主に転入者向けのガイドブックとして、市の制度を初め、各種サービスや施設情報など、市民生活に必要な情報をまとめた「くらしのガイド」を3年ごとに発行していたが、18年度からは、従来の冊子版からリーフレット版に変更するとともに、毎年度発行することとした。

23年度からは、年度当初に最新の市政情報を広く市民に提供するため、各課の電話番号や市の主な制度、サービスなど市民生活に必要な情報をわかりやすくまとめたチラシ「たかまつ くらしの情報」（A3判・両面）に変更し、広報たかまつ4月1日号に差し込んで配布するとともに、別途8,000部印刷して市民課窓口などで配布している。

#### (8) 報道機関への情報提供

新聞やテレビなどのマスコミを通じて、より迅速に市政情報を市民に提供するため、随時、記者発表や資料提供を実施しており、平成19年12月からは、報道発表資料をホームページで公開している。

また、19年6月から、市長定例記者会見を、これまでの月1回から月2回に増やすとともに、20年4月

から記者会見の様態をインターネットで動画配信を開始し、同年9月からは高松ケーブルテレビにおいて、毎週土・日曜日に2回ずつ放送を開始した。また、21年4月からは、毎週4回（火・木・土・日）放送し、さらに24年4月からは、毎日、午前7時から放送している。

方 法	回 数	市 政 記 者 ク ラ ブ 加 盟 社 名
市長定例記者会見	毎月2回開催	朝日新聞、OHK、共同通信、産経新聞、山陽新聞、山陽放送、時事通信、四国新聞、瀬戸内海放送、NHK、西日本放送、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、テレビせとうち
局課長による記者発表	随 時	
その他の資料提供	随 時	

(9) CATV支援

CATVは、高度情報化社会に向けて、市政情報や地域情報を市民に提供する有効な広報媒体として期待されることから、(株)ケーブルメディア四国の設立に伴い、平成8年9月に1,000万円を出資した。その後、視聴エリアの拡大に伴い、11年4月に4,000万円の増資を行った。

また、これまで、視聴可能エリアの拡張に伴う施設整備等に対して、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金(国4分の1、県8分の1、市8分の1)や地域情報通信基盤整備推進交付金(国4分の1、市8分の1)を活用し、補助を行ってきた。

視聴世帯数等

(各年度 3.31現在)

年 度	26	27	28	29	30
区 分					
市内全世帯数 (a)	173,160	182,005	182,005	182,005	182,005
加入件数 (b)	45,195	46,161	46,183	47,966	48,747
加入率 (b)/(a)	26.1%	25.4%	25.4%	26.4%	26.8%

※市内全世帯数は、国勢調査(平成22、27年度)による世帯数。ただし、26年度までは塩江地区は除く。

(10) コミュニティFM放送への支援

コミュニティFM放送は、地域に密着した情報を提供し、地域の振興を図ることはもとより、災害情報等をリアルタイムに、きめ細かく提供でき、今後の安全・安心のまちづくりに寄与する重要な広報媒体として期待できることから、エフエム高松コミュニティ放送(株)に対して、平成25年1月に、5,256,108円を出資した。